

イベントやセミナーの広告に 合理的配慮に関する 告知文が入っていますか？



2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、障がいのある方から、合理的配慮を求める申し出があった場合、法的義務として配慮提供することが求められることとなりました。





イベント当日に
合理的配慮を求める方が
来られる可能性が
ありますよね！

合理的配慮希望者から
事前の申し出を受けたら、
その準備に充てられる
時間が増えるね！



そのために…

合理的配慮が必要な
対象者向けの告知を入れ、
事前に受付をしましょう！

告知文例

文字通訳、手話通訳、場内誘導、座席の確保等、特別な配慮をご希望の方は、原則として●月●日（注：開催日の2～4週間前）までにご希望の内容をお知らせください。ご要望内容を検討させていただき、できる限りの対応を取らせていただきます。

★一時託児を行いますので、託児（生後4か月～小学3年生以下）を希望される方は●月●日（●）までに事務局（●●●●●●●●@mail.doshisha.ac.jp）にお申し込みください。

★手話通訳、場内誘導、座席の確保等について、特別な配慮をご希望の方は、●月●日（●）までにご希望の内容をお知らせください。ご要望内容を検討させていただき、できる限りの対応を取らせていただきます。

具体的に明示しましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2024年4月1日施行）において、「相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係部局において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図る」と示されています。

合理的配慮の要否・内容は、提供者側が一方的に決めるのではなく、申請者のニーズを踏まえ、「建設的対話」により決定します。その際、できない理由を探すのではなく、まずはどのようにすれば、申請者の希望を満たすことができるかを考えることが重要です。

対象となる事業は？



本学の各学部・研究科、センター、部課ないしは教職員を主催者とし、各学部・研究科、センター、各部課予算または学内研究費や公的研究費を財源として行われる公式行事・講演会・シンポジウム・イベント等です。学外の会場やオンライン開催も含みます。

※詳しくは、「講演会・イベント等における合理的配慮に関する対応方針について」をご覧ください。



合理的配慮の対応例



聴覚障がいのある方への対応例

- ✓ PC 通訳を準備する
- ✓ 手話通訳を準備する
- ✓ 発言者が発言前に手をあげる
- ✓ 騒がしい環境とならないように配慮する



肢体不自由の方への対応例

- ✓ 実施場所の車いす対応の導線を確認する
- ✓ 車いす対応トイレを確認する
- ✓ 介助犬同伴の対応を確認する
- ✓ 近くの休憩スペースを確認する



視覚障がいのある方への対応例

- ✓ 資料の点字を準備する
- ✓ 電子データを予め提供し、音声対応をする
- ✓ 文字を拡大する
- ✓ 文字が見やすい場所を用意する



WEB 開催での対応例

- ✓ WEB 字幕を活用する
- ✓ 手話言語通訳ビューによる手話を手配する
- ✓ 遠隔情報保障で配信する

あくまで合理的配慮の一例であり、提供内容は障がい者の希望、提供側の負担等を考慮して「建設的対話」を経て決定します。

※特別優遇をしなければならないのではなく「機会の平等」と「個別ニーズへの対応」が必要であるだけで、大学側が「過度な負担を強いられる」ものではありません。

※教職員ページに詳しい資料が掲載されています。



よくある質問

Q

事前の告知文は何のために入れるのか。

A

合理的配慮希望者は、「この企画は合理的配慮提供の準備があるのだな」と分かり、また主催者側も、環境整備の時間を取ることができるなど、双方にメリットがあります。

Q

合理的配慮は PC 通訳を実施すればよいということではないのか？

A

「聴覚障がい」なら字幕、「視覚障がい」なら点字でよい、というように、障がい種別に対して一律に決めつけるべきではありません。聴覚障がいがある方が、必ずしも PC 通訳を希望するわけではないのです。申請者のニーズを踏まえ、申請者が手話を希望していたら、手話も検討すべきであり、手話通訳の手配が難しい場合であっても、遠隔手話の利用等も含めて代替方法を申請者とともに考えるべきです。

合理的配慮は、あくまで申請者との建設的対話の中で成り立ちます。過去、障害者差別解消法違反であるとされた例では、合理的配慮の内容が不適切という以上に、『前例がない』『費用がかかる』等を理由に「門前払いした」「提供者側が一方向的に内容を決定した」など、対話が不十分であったことが問題視されたことに留意すべきです。



Q

学部・研究科で実施するシンポジウム等は合理的配慮に対応しなければならないと理解したが、例えば学部・研究科内の学会、父母会を実施する場合でも対応すべきなのか？

A

本学の教職員が「同志社」の名称を用いて主催する、という点から学会、父母会等も該当します。

Q

外部の学会を本学で行う場合、合理的配慮への対応はどうすればよいのか？

A

学会開催の場合は、同志社で開催するとしても、主体は学会ですので、学会が合理的配慮提供を行う必要があります。ただし、会場を提供しているので施設利用に関しては、本学が相談に応じることとなります。

Q

学会開催補助に関する取扱要領にある「ダイバーシティ推進に係る具体的な取り組み（手話通訳、点字資料の準備、託児所の開設等）を実施する学会等」で合理的配慮への対応予算とすることは可能か？

A

学会開催補助に関する取扱要領第 3 条に該当する学会であり、ダイバーシティ推進に係る具体的な取り組み（手話通訳、点字資料の準備、託児所の開設等）を実施する学会であれば、対象となります。



2024 年 11 月発行

お問い合わせ

同志社大学ダイバーシティ推進委員会

【事務局】学長室企画課

E-mail: ji-kikak@mail.doshisha.ac.jp

本パンフレットはユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用しております。ユニバーサルデザイン(UD)フォントとは、より多くの人へ適切に伝えられるよう、ユニバーサルデザインの視点から見やすさ、読みやすさを配慮・確認し、制作されたフォントです。

